

区分：

号機	7号機	
件名	協力企業作業員の計画線量を超える事象の発生について	
不適合の概要	<p>(事象の発生状況)</p> <p>当所7号機は定期検査中ですが、平成20年6月26日午後3時57分頃、原子炉建屋原子炉格納容器(管理区域)において、0.9ミリシーベルト/日の計画線量^{*1}で清掃作業を行っていた協力企業の作業員1名が管理区域から出たところ、1日の作業で受けた放射線量の合計が計画線量を超え、1.01ミリシーベルト/日^{*2}であったことが確認されました。</p> <p>(原因)</p> <p>当該作業員が持っていた警報付個人線量計^{*3}の警報が鳴ったものの、狭い場所で作業を行っていたために警報音が反響していました。このため、当該作業員は、自分の警報ではなく近傍にいた別の作業員の持つ警報付個人線量計の警報が鳴ったものと誤認し、別の作業員を退域させて、本人はそのまま作業を継続したことから、計画線量を超えたものです。</p> <p>(安全性、外部への影響)</p> <p>当該作業員が受けた放射線量は、法令で定める線量限度を超えるものではなく、身体に影響を与えるものではありません。</p> <p>*1 計画線量 法令では放射線業務従事者の線量限度(100ミリシーベルト/5年、50ミリシーベルト/年)が定められているが、きめ細かい放射線管理を行うため、作業に応じて1日の放射線管理目安値として定めたもの。なお、当社では1ミリシーベルト/日を超える計画外の放射線を受けた事象については公表区分としてお知らせしており、今回はこの数値を0.01ミリシーベルト超えている。</p> <p>*2 1.01ミリシーベルト/日 ジェット旅客機で東京からニューヨーク間を往復したときの放射線量約0.19ミリシーベルトの約5回分に当たる。</p> <p>*3 警報付個人線量計 作業員個人が受けた放射線量および管理区域の入域時間を測定する測定器。放射線量や入域時間があるレベルに達したときに警報が鳴る。</p>	
安全上の重要度/損傷の程度	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / その他設備</p>	<p><損傷の程度></p> <p>法令報告要 法令報告不要 調査・検討中</p>
対応状況	<p>今後、警報付個人線量計の警報が鳴った場合は、速やかに線量計の指示値を確認して管理区域から退域するよう徹底します。</p> <p>また、警報が鳴ったことを作業員にわかりやすくするため、警報の鳴る時間を長くするなどの対策について検討します。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">本事象は【中越沖地震】に関連する事象ではありません。</p>	